

○阪南大学産業経済研究所特定研究員規程

(令和2年7月28日制定)

(目的)

第1条 この規程は、「阪南大学産業経済研究所規程」第3条に基づき、産業経済研究所長(以下「所長」という。)の認めた阪南大学産業経済研究所特定研究員(以下「特定研究員」という。)が、阪南大学(以下「本学」という。)において研究活動を行うことにより、本学の研究活動の活性化及び充実・発展に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 特定研究員は、本学を定年退職した専任教員で、次の各号の条件を全て満たした者とする。

- (1) 本学を定年退職後に、公的研究費等の外部研究費(以下「外部研究費等」という。)を、研究代表者又は研究分担者として受給又は採択の見込みがある者
- (2) 特定研究員として外部研究費等を受給する期間の満年齢が、75歳を超えない者
- 2 前項の規定にかかわらず、本学以外の研究機関に所属又は所属する予定がある者は、特定研究員に申請できない。
- 3 特定研究員又は特定研究員の受入内定者が、本学以外の研究機関に所属することになった場合は、正式採用日の前日付で特定研究員の資格又は内定を取り消す。

(期間)

第3条 特定研究員となる資格を有する期間は、外部研究費等の受給開始時から終了時までとする。ただし、前条第1項第2号に定める満年齢を超える期間は認めない。

2 特定研究員の終了年度において継続を希望する場合は、この規程に従って再申請を認める。

(申請及び内定等)

第4条 特定研究員を希望する者は、本学所定の申請書に履歴書を添えて、所長に受入れを申請する。

2 所長は、前項の申請を受けたときは、学術情報委員会の議を経て受入れの内定を行う。ただし、内定時に第2条第1項の条件を満たした場合は、内定の段階を踏まずに受入れを決定する。

3 所長は、前項による内定又は決定があれば、直ちに学長及び副学長(公的研究費の統括管理責任者)に報告する。

(内定者の外部研究費等申請許可)

第5条 特定研究員の受入内定者は、内定後から1か年の間、所長の許可を得たうえで、特定研究員の資格を取得する以前に募集が行われる外部研究費等に申請することができる。ただし、申請前に研究倫理教育及びコンプライアンス教育に係る研修会の受講を必要とする。

2 特定研究員の受入内定者が、前項に基づいて外部研究費等に申請した結果、全て不採択となった場合は、最終結果が判明した時点で、特定研究員の内定を取り消す。また、外部研究費等への申請を行わなかった場合も、内定を取り消す。

(待遇)

第6条 特定研究員には、本学からの給与、手当及び研究費等の経費は支給しない。

(研究環境)

第7条 特定研究員には研究環境の提供のため、共同研究室の利用を認め、共同研究室を維持するための経費(主に光熱水費、基本什器及びネットワーク環境の提供)は本学が負担する。また、本学において研究活動を実施する際に必要な施設・設備を利用することができる。

2 特定研究員は、産業経済研究所の刊行する『OCCASIONAL PAPER』に、年度内1回に限り投稿することができる。

3 特定研究員は、成果報告に関して、本学が主催する公開講演会等での発表を申請することができる。

(特定研究員の義務)

第8条 特定研究員は、研究期間中毎年度研究倫理教育及びコンプライアンス教育に係る研修会を受講しなければならない。受講しない場合は、特定研究員の資格を取り消す。

2 特定研究員は、本学が定める諸規則及び当該の外部研究費等の諸規則等を遵守しなければならない。遵守されていないと所長が認定した場合は、学術情報委員会の議を経て特定研究員の資格を取り消し、以降の申請を認めない。

3 特定研究員は、毎年度末に本学所定の間接報告書を、最終年度末には、これに代えて本学所定の終了報告書を提出しなければならない。提出しない場合は、特定研究員の資格を取り消し、以降の申請を認めない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、研究部学術情報課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年7月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月5日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。